

[事案 27-101] 障害給付金等支払請求

・平成 28 年 4 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人の身体障害の状態が、約款規定の障害状態に該当せず、障害給付金が不支払いとなったことを不服として、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 8 年 12 月に契約した終身保険について、以下の理由により、障害給付金を支払ってほしい。

(1)平成 25 年 7 月に発生したバイク事故から 180 日経過時点では、自分の身体障害の状態は、約款上の障害給付金の支払要件(「脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの」(第 3 級 17 号)、または「脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの」(第 5 級 36 号))に該当していた。

(2)保険会社が約款規定に反し、事故から 180 日経過以後の診断書によって判断していることはおかしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)申立人の障害の状態は、事故から 180 日経過時点で症状が固定されていないので、180 日経過時点においては、約款の障害等級には該当していない。

(2)当社は申立人に有利な取扱いを行い、事故から 180 日経過以後の診断書も判断に使用したが、180 日経過以後も、申立人の障害の状態は、約款における障害等級には該当していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

(1)裁定審査会は、当事者から提出された書面(診断書を含む)にもとづき審理を行った。

(2)約款規定について、一般消費者が通常どのように理解するかを考慮した。

(3)申立人の後遺障害の状態等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の障害の状態について、約款における障害等級への該当は認められず、また、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。